

3歳未満の子を 養育している皆さんへ

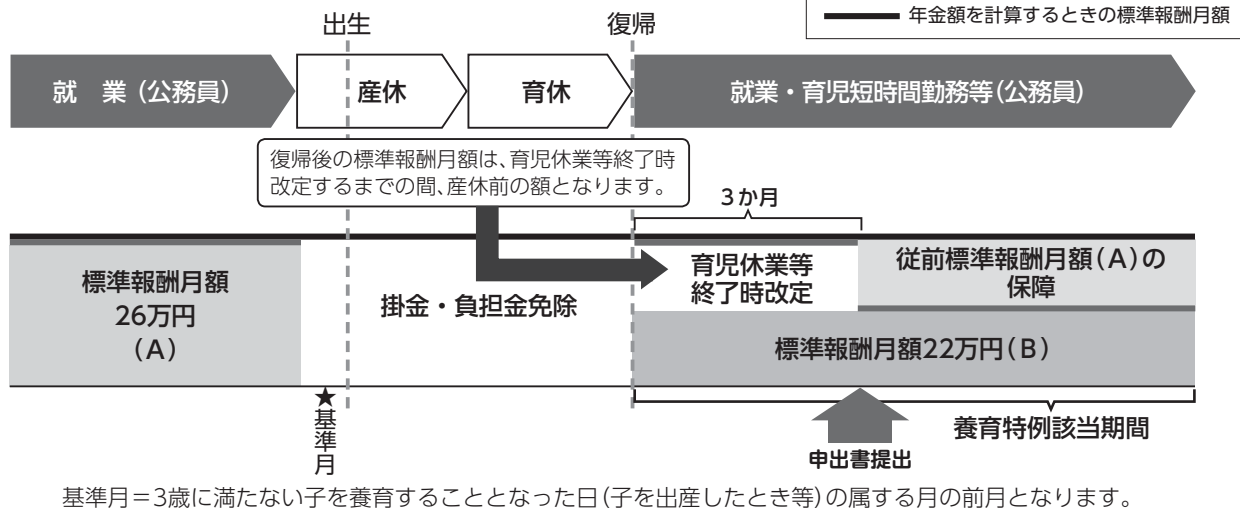
「養育特例」の
申し出は
お済みですか？

「養育特例制度」とは

平成27年10月の年金一元化以降、3歳未満の子を養育している間に、勤務期間の短縮などにより、養育期間前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回った場合には、本組合へ申し出をすることにより、養育期間前の高い標準報酬月額で年金額が計算される「養育特例制度」が導入されました。

これにより、組合員が3歳未満の子を養育している期間にかかる年金額の減少を避けることができ、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないようにするための措置です。

■ 3歳に満たない子が1人の場合の事例



育児短時間勤務等により、標準報酬月額(B)が子を養育することとなった日の属する月の前月(基準月)の従前標準報酬月額(A)を下回っているため、(A)の標準報酬月額にて年金額を算定することになります。

養育特例 Q&A

Q1 養育特例に該当する人とはどんな人ですか？

A1 3歳未満の子と同居し、養育していれば男女を問わず適用対象となります。
※育児休業等を取得した方に限られません。

Q2 申し出の方法は？

A2 養育特例の適用を受ける場合は、「養育期間標準報酬月額特例申出書」に次の書類を添付して、所属所の共済事務担当課経由で、本組合に提出してください。

※申出書は本組合ホームページ「各種申請書ダウンロード」より入手可能です。

- 戸籍謄本または戸籍抄本(申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの。)
- 世帯全員の住民票(申出者と子が同居していることが確認できるもの。)



Q3 申出書の提出時期を教えてください

A3

- ① 3歳に満たない子を養育したとき（※ただし、育児休業、産前産後休業の取得をしない場合）
- ② 3歳に満たない子を養育する者が新たに組合員資格を取得したとき
- ③ 育児休業等（掛金免除）または、産前産後休業（掛金免除）が終了した日の翌日が属する月の初日が到来したとき
- ④ 養育特例を受ける子以外の子にかかる養育特例の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したとき

Q4 養育特例に時効はありますか？

A4

2年間は遡及して適用することができます。

ご注意ください

平成27年10月時点で養育特例の対象（3歳未満の子を養育）となっている方で、申し出が済んでいない場合は、申請はお早め！

※2年以内に提出がなかった場合、養育特例を受ける期間が養育特例開始日から3歳となるまでの期間ではなく、提出日の2年前が属する月から3歳となるまでの期間へ短縮されます。

Q5 養育特例に該当しなくなった場合は？

A5

養育している子が3歳に達したときの届出書提出は不要です。

ただし、次の事由に該当することになった場合は、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」を所属所の共済事務担当課経由で本組合に提出してください。

※届出書は本組合ホームページ「各種申請書ダウンロード」より入手可能です。

- ① 他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
- ② 子が死亡したときまたは子を養育しないこととなったとき
- ③ 育児休業等（掛金免除）、または産前産後休業（掛金免除）を開始したとき